

総務委員長報告

令和6年 3月19日

今期定例会において、総務委員会に付託されました議案11件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第5号 西都市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
であります。

本案は、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に伴い、所要の整備を行おうとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号

西都市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
であります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行おうとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 西都市手数料条例の一部改正について
であります。

本案は、航空写真の写しの交付サービスを開始することに伴い、所要の整備を行おうとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 18 号 西都市監査委員条例の一部改正についてであります。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を行おうとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 31 号 令和 6 年度西都市一般会計予算について本委員会に付託をされた部分についてであります。

まず、歳入についてであります。歳入について主なものは、市税は前年度当初比 1.4%増の 32 億 485 万 4 千円、地方消費税交付金は 1.4%増の 7 億 800 万円、地方交付税は 9.0%増の 50 億 5,162 万 5 千円、国庫支出金は 0.7%増の 33 億 2,545 万 1 千円、県支出金は 28.8%減の 20 億 5,751 万 3 千円、寄附金はふるさと振興寄附金など 25.0%増の 20 億 1 千円、繰入金は 12.1%減の 20 億 5,000 万 6 千円、市債は 51.9%増の 9 億 274 万 8 千円などが計上されております。

次に、歳出についてであります。歳出について主なものは、総務費に、「ふるさと振興基金積立金」などの予算が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、ある委員より「ふるさと納税に関して、令和 5 年度は、前年度実績を大幅に超える寄附額が見込まれており、その取り組みを高く評価したい。自主財源に限りのある本市であるので、令和 6 年度も引き続き適切な事務処理に努め、更なる高みを目指して鋭意取り組んでいただきたい。」

また、ある委員より「防災行政無線設備更新事業に同報系防災行政無線屋外拡声子局更新等工事に伴う予算が計上されている。南海トラフ巨大地震や大規模災害が想定されるので、適切な設備の更新や備蓄品の確保など、引き続き防災力の維持・向上に努めていただきたい。」

また、ある委員より「東米良地区に対する地域おこし協力隊活動支援交付金の予算が計上されている。東米良地区の活性化に資するような人材に来ていただけるよう、山村留学を経験された方を含めて、様々な PR 方法を考えていただきたい。」

また、ある委員より「消防施設機材整備事業に、災害用ドローンの新規導入や水槽付消防ポンプ車の更新に伴う予算が計上されている。市民の安心・安全を確保するため引き続き消防力の維持・向上に努めていただきたい。」

との意見・要望がありました。

次に、議案第 39 号

令和 6 年度西都児湯いじめ問題調査委員会特別会計予算についてであります。

本案は、前年度当初予算と同額の 3 万 8,000 円の予算が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 40 号

令和 6 年度西都児湯公平委員会特別会計予算についてであります。

本案は、前年度当初予算比 6.8% 増の 60 万円の予算が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 45 号 辺地総合整備計画の変更について
であります。

本案は、東米良・穂北・南方辺地に係る総合整備計画（令和 2 年度から令和 6 年度まで）を変更する必要性が生じたため、議会の議決を得ようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 49 号 西都市市税条例の一部改正について
であります。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を行おうとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 50 号

令和 5 年度西都市一般会計予算補正（第 1 2 号）について
本委員会に付託をされた部分についてであります。

歳入について主なものは、国庫支出金等で 1 億 3,618 万 2 千円が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 53 号

令和 5 年度西都市一般会計予算補正（第 1 3 号）について
本委員会に付託をされた部分についてであります。

歳入について主なものは、国庫支出金等で 6,200 万円が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。